

別表4

費目の 種類 第1欄	対象経費 第2欄	基準額 第3欄
(1) 障害児入所給付費	法第24条の2に規定する障害児入所給付費の支給に要した費用	法第24条の2の規定に基づき、指定入所支援費用基準額につき算定した障害児入所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(2) 高額障害児入所給付費	法第24条の6に規定する高額障害児入所給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第27条の4の規定に基づき算定した高額障害児入所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(3) 特定入所障害児食費等給付費	法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第27条の6の規定に基づき算定した特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(4) 障害児通所給付費	法第21条の5の3に規定する障害児通所給付費の支給に要した費用	法第21条の5の3の規定に基づき、指定通所支援費用基準額につき算定した障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

(5) 特例障害児 通所給付費	法第 21 条の 5 の 4 に規定する特例障害児通所給付費の支給に要した費用	法第 21 条の 5 の 4 の規定に基づき算定した特例障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(6) 高額障害児 通所給付費	法第 21 条の 5 の 12 に規定する高額障害児通所給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第 25 条の 5 の規定に基づき算定した高額障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(7) 障害児相談 支援給付費	法第 24 条の 26 に規定する障害児相談支援給付費の支給に要した費用	法第 24 条の 26 の規定に基づき算定した障害児相談支援給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(8) 特例障害児 相談支援給 付費	法第 24 条の 27 に規定する特例障害児相談支援給付費の支給に要した費用	法第 24 条の 27 の規定に基づき算定した特例障害児相談支援給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(9) 旧障害児 施設給付 費	旧法第 24 条の 2 に規定する障害児施設給付費の支給に要した費用	旧法第 24 条の 2 の規定に基づき、指定施設支援費用基準額につき算定した障害児施設給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(10)	旧法第 24 条の 6 に規定する高額障害児施設給付費	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見

旧高額障害児施設給付費	の支給に要した費用	直までの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」第2条による改正前の児童福祉法施行令（以下「旧児童福祉法施行令」という。）第27条の4の規定に基づき算定した高額障害児施設給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(11) 旧特定入所障害児食費等給付費	旧法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用	旧児童福祉法施行令第27条の6の規定に基づき算定した特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

別表 5

費目の 種類 第1欄	対象経費 第2欄	基準額 第3欄
(1) 障害児入所医療費	法第24条の20に規定する障害児入所医療費の支給に要した費用	法第24条の20の規定に基づき算定した障害児入所医療費の額から同法第24条の22に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(2) 肢体不自由児通所医療費	法第21条の5の29に規定する肢体不自由児通所医療費の支給に要した費用	法第21条の5の29の規定に基づき算定した肢体不自由児通所医療費の額から同法第21条の5の31に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(3) 旧障害児施設医療費	旧法第24条の20に規定する障害児施設医療費の支給に要した費用	旧法第24条の20の規定に基づき算定した障害児施設医療費の額から同法第24条の22に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）